

第 1 9 5 回 定 例 会  
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

( 平 成 2 0 年 3 月 7 日 )

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第2号）

○開議の日時 平成20年 3月 7日 午後 1時00分開議  
午後 4時15分散会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席委員（26人）

委員長	新谷 功	副委員長	岡崎 健吾
委員	川下 八十美	委員	新谷 泰造
"	目時 睦男	"	白井 二郎
"	馬場 重利	"	山本 留義
"	千賀 武由	"	菊池 広志
"	富岡 修	"	佐々木 隆徳
"	野呂 泰喜	"	鎌田 ちよ子
"	工藤 孝夫	"	横垣 成年
"	富岡 幸夫	"	斉藤 孝昭
"	中村 正志	"	浅利 竹二郎
"	川端 一義	"	半田 義秋
"	佐々木 肇	"	山崎 隆一
"	村川 壽司	"	村中 徹也

○欠席委員（4人）

委員	澤藤 一雄	委員	高田 正俊
"	菊池 一郎	"	川端 澄男

○説明のため出席した者

副市長	田頭 肇
収入役	田中 實
教育長	牧野 正藏
公営企業管理者	杉山 重一
総務部長	齋藤 純
総務部 税務調整監	佐藤 忠美
総務部 理事出納室長	西堀 敏夫
企画部長	阿部 昇

企 画 部 理 事	近 原 芳 栄
民 生 部 長	佐 藤 吉 男
保 健 福 祉 部 長	佐 藤 節 雄
経 済 部 長	佐 藤 純 一
建 設 部 長	成 田 豊
建 設 部 理 事	石 田 三 男
教 育 部 長	新 谷 加 水
公 営 企 業 局 長	小 川 照 久
監 査 委 員 事 務 局 長	遠 藤 雪 夫
総 務 部 副 理 事 管 財 課 長	新 谷 正 幸
企 画 部 次 長	千 船 藤 四 郎
企 画 部 副 理 事 男 女 共 同 参 画 室 長	中 嶋 修
企 画 部 副 理 事 企 画 課 長	奥 島 慎 一
企 画 部 副 理 事 財 政 課 長	鈴 木 克 郎
民 生 部 次 長	下 山 益 雄
民 生 部 副 理 事 廃 棄 物 対 策 課 長	松 橋 秀 人
民 生 部 副 理 事 国 保 年 金 課 長	河 野 健 二
保 健 福 祉 部 次 長	鴨 澤 信 幸
保 健 福 祉 部 副 理 事 生 活 福 祉 課 長	杉 浦 平
保 健 福 祉 部 副 理 事 介 護 福 祉 課 長	佐 々 木 順
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 芦 清 重
農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 川 修 司
総 務 部 情 報 シ ス テ ム 課 長	杉 浦 収 二
企 画 部 エ ネ ル ギ ー 対 策 課 長	伊 藤 道 郎
企 画 部 広 報 広 聴 課 長	西 塚 廣 美
民 生 部 環 境 対 策 課 長	清 藤 巡 一
保 健 福 祉 部 児 童 家 庭 課 長	澤 畑 正 敏
保 健 福 祉 部 児 童 家 庭 課 総 括 主 幹	鳴 海 秀 春
保 健 福 祉 部 生 活 福 祉 課 総 括 主 幹	佐 々 木 秋 雄
保 健 福 祉 部 介 護 福 祉 課 総 括 主 幹	若 松 通
保 健 福 祉 部 介 護 福 祉 課 総 括 主 幹	岩 崎 若 男
川 内 庁 舎 所 長	工 藤 昭 治
大 畑 庁 舎 所 長	伴 邦 雄
大 畑 庁 舎 健 康 福 祉 課 長	工 藤 保
脇 野 沢 庁 舎 所 長	船 澤 桂 逸

總務部總務課長 松尾秀一  
總務部總務課行政係長 吉田真  
總務部總務課行政係主査 澁田剛

○事務局出席者

事務局長	小島昭夫	次長	高田文明
總括主幹	工藤昌志	總括主幹	柳田諭
庶務係長	金澤寿々子	庶務係主査	濱村勝義
調査係主査	石田隆司	議事係主査	井戸向秀明

(午後 1時00分 開議)

○委員長(新谷 功) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は25人で定足数に達しております。

これより当委員会に付託されました議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算から議案第53号 平成20年度むつ市水道事業会計予算までの各会計予算について審査をいたします。

審査は、お手元に配布してあります予算審査特別委員会審査予定表並びに平成20年度予算説明の順序及び説明員の順に従い審査をまいります。

審査の日程は、本日と3月11日、12日の3日間を予定しておりますので、委員各位のご協力をいただきながら、慎重かつ十分な審査が行われるよう予算審査特別委員長として職務を果たしてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、審査の方法についてであります。一般会計予算につきましては、議事の整理上、初めに歳出の各款ごとに順次概要説明を受け、審査し、次に歳入の一括審査をいたします。そのほかの予算につきましては、議案ごとに一括説明を受け、審査をまいります。

また、説明員につきましては、審査の状況によりまして、課長等の出席も随時認めたいと思いますので、ご了承願います。

これより議事に入ります。

それでは、まず議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算を議題といたします。

第1款議会費であります。説明、質疑を省略いたします。

次は、第2款総務費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 第2款の総務費の第1項総務管理費のうち総務部が所管いたします目についてご説明申し上げます。27ページをごらんいただきたいと存じます。

第1目一般管理費について。この一般管理費は、秘書業務に係る経費、三役及び一般職員の給与並びに下北地域広域行政事務組合に対する負担金が主なものとなっております。国際交流事業につきましては、5月上旬にワシントン州ポートエンジェルズ市から来訪する予定となっております。また、会津若松市との姉妹都市交流につきましては、9月22日から24日にかけて当市から訪問する予定となっております。

次に、28ページをごらんいただきたいと存じます。第6目文書管理費についてでございます。この文書管理費は、文書受け付け業務全般にわたる経費でありまして、郵便料、コピー機の借上料等が主なものとなっております。

また、総務課が所管しております固定資産評価審査委員会及び情報公開審査会に係る経費を計上してございます。

次に、第7目、人事管理費についてご説明いたします。この人事管理費は、職員の健康管理や研修等に要する経費でありまして、賃金には主に産休、育児休業、病休の代替分を計上しております。

また、総務課が所管しております産業医及び特別職報酬等審議会に係る経費を計上してございます。

次に、29ページをごらんいただきたいと存じます。第9目財産管理費についてご説明いたします。この財産管理費は、建物や公用自動車等の保険料が主なものとなっております。

次に、第10目契約管理費についてご説明いたします。この契約管理費は、契約事務に係る経費でありまして、入札執行につきましては、その事務の効率化を図るため、工事等の入札や物品購入等も総務部管財課が一元的に業務を行っております。それに係る経費でございます。

次に、第11目工事検査費についてご説明いたします。この工事検査費は、先ほど申し上げましたように、入札執行事務と同様に、事務の効率化を図るため、工事等の完成後の検査は3人の工事検査監（官）が行い、検査業務の公正、透明性とその一元化を図っております。

次に、30ページをごらんいただきたいと思っております。第12目会計管理費についてご説明いたします。この会計管理費は、出納事務に要する経費を計上してございます。

次に、第13目庁舎管理費についてご説明いたします。この庁舎管理費は、本庁舎、川内庁舎、大畑庁舎及び脇野沢庁舎の維持管理に要する経費であります。このうち工事請負費につきましては、大畑庁舎の雨漏り対策として屋根の改修工事を予定してございます。

次に、第14目車両管理費についてご説明いたします。この車両管理費は、公用自動車の運行管理につきましては、総務部管財課が事務の効率化を図るため一元管理をしておりますが、この車両の維持管理に要する経費でございます。

次に、31ページをごらんいただきたいと存じます。第17目経営改善費についてご説明いたします。この経営改善費は、行政改革、指定管理者の選定に係る経費及び行政評価委員会に要する経費を計上してございます。

次に、第18目情報管理費についてご説明いたします。この情報管理費は、むつ市情報センターの維持管理に要する経費でありまして、このうち委託料には住民情報システム及び行政情報システム等に要する経費を計上してござ

います。

以上が第2款総務費、第1項総務管理費のうち総務部が所管する目の説明でございます。

次に、第2款総務費の第2項徴税費についてご説明いたします。33ページをごらんいただきたいと思います。

第1目税務総務費についてご説明いたします。この税務総務費は、税の課税事務等に要する経費でありまして、このうち委託料には地図を電子情報として使用するため、地理情報システムを構築するための経費と、平成21年度固定資産土地評価替えに係る準備経費を計上してございます。

34ページをごらんいただきたいと思います。第2目市税等徴収費についてご説明いたします。この市税等徴収費は、市税還付金及び納税貯蓄組合等に対する補助金等に要する経費を計上しておりますほか、累積する市税滞納分の事務整理の効率と市税の徴収率の向上を図るため、市税滞納整理システムを構築するための経費を計上してございます。

以上が第2款総務費第2項徴税費の説明でございます。

細部につきましては、質問によりまして、担当課長が説明することもございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして第2款総務費のうち企画部で所管いたします目についてご説明をいたします。予算書の27ページをごらんいただきたいと思います。

2目企画費についてであります。これは、19節負担金補助及び交付金が主なものでありまして、下北総合開発期成同盟会を初め廃止路線代替バス運行費補助金や地域振興に係る各種団体等に対する負担金や補助金であります。また、むつ湾フェリー株式会社に対するフェリー航路の運行維持に係る支援につきましては、新年度から24節投資及び出資金に計上いたしました。これは後ほど説明を加えさせていただきます。28節繰出金に下北駅前及び新町保育所に係るむつ市公共用地取得事業特別会計への繰出金を計上しております。なお、予算額が前年度に比較して800万円余減額となりましたのは、平成19年度に長期総合計画の策定が完了することに伴うものであります。

今ほど24節のところを後ほどと申しましたが、引き続きまして説明を加えさせていただきます。24節の投資及び出資金についてでございますが、むつ湾フェリー株式会社に対しましては、これまで当該年度の欠損額とこれまで発生してきた累積欠損金に対しまして、県及び外ヶ浜町とともに補助金とし

て支援してまいったところでございます。先般同社及び県から説明がございまして、航路事業が殊のほか好調なことを背景に3者による欠損補助にも、いわゆる法人税等が課税される実態にございまして、せっかく補助をいただいても収支上の実益が上がらないということ、また同社が東北新幹線の全線開業に向けまして、累積欠損金の一掃を図り、体質を強化して自治体からの支援を受けないと、自立を早く早期に目指したいということから、同社及び県からご協力を願いたいということでのものございまして、その手法といたしまして、これまでの支援スキームは変えずに補助金としての支出から補助金と同額を増資という形で出資金に変更するというものでありまして、向こう3カ年計画のもとでの考え方でございます。

最終年度の平成22年度には、市及び県と外ヶ浜町が増資した出資金の分を全額減資するという事に相なることに伴いまして、財産の処分が伴ってまいりますことから、議会には平成22年度にその面のご協議を申し上げますこととなるものでございます。

市といたしましては、補助金と同額の支出であること、それから当該会社の早期の再建が図られることなどを踏まえまして、県の指導のもと、県と外ヶ浜町と同一歩調をもって臨むということとしまして、今回の予算計上となった次第でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

引き続きまして、次に28ページの3目調整費についてであります。これは、電源立地地域対策交付金に係る事務及び東北防衛局から受託をしております自治体関連施設にかかわる各種連絡調整のための事務費であります。予算額が前年度に比較して2,200万円余増額となりましたのは、県の指導によりまして、返還を留保しておりました大畑鉄道記念公園整備事業に係る電源立地地域対策交付金の返還金を計上したことによるものでございます。

次に、同じく28ページでございますが、4目原子力関連施設対策費についてであります。これは、主に中間貯蔵施設に係る事務経費で、予算額が前年度に比較して1,900万円余減額となりましたのは、これまでこの予算科目で電源立地地域対策交付金初期対策交付金相当部分を充当いたしまして、原子力関連施設の見学会等を実施してまいりましたが、平成19年度をもちまして交付期間が終了するということになったものでございます。このため見学会等につきましては、実施回数はこれまでよりも減りますけれども、次の5目の原子力広報安全対策費において引き続き実施してまいるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、同28ページ、5目原子力広報安全対策費についてであります。これは、県から交付されます中間貯蔵施設、東通及び大間原子力発電所に係る広



報・安全等対策交付金を充當いたしまして、中間貯蔵施設や原子力発電所等に関する知識の普及を初め、東海第二発電所や六ヶ所サイクル施設等の施設見学会、職員研修及びエネルギー講演会の開催等に要する経費が主なものとなっております。

次に、29ページの8目財政管理費についてであります。これは、財政運営に係る事務経費や予算書等の作成及び起債管理システムの保守に係る経費でございます。

次に、31ページをごらんいただきたいと思っております。15目広報費についてであります。これは、市政だよりの発行費及びエフエムむつへの放送業務委託料と、額は小さいのですが、新年度から広報広聴機能の充実を図るために本格実施いたします市長への手紙に係る事務経費等となっております。また、平成19年度事業着手いたしました川内、大畑、脇野沢地区へのエフエム放送エリア拡大事業費補助金を計上してございます。なお、予算額が前年度に比較いたしまして1,600万円余増額となりましたのは、防災行政無線の整備等に伴うものでございます。

次に、同じく31ページ、16目コミュニティ推進費についてであります。これは、町内会等に対する補助金と自治総合センターのコミュニティ助成金による市内10団体の各種コミュニティ活動に対する補助金となっております。

次に、32ページ、19目行政連絡費についてであります。これは、市内173名の行政連絡員に対する報酬、費用弁償及び関連事務費となっております。

次に、同じく32ページ、20目コミュニティセンター管理費についてであります。これは、市が設置しておりますむつ地区3カ所、大畑地区2カ所、脇野沢地区7カ所のコミュニティセンターの維持管理に要する経費と脇野沢地区2カ所のコミュニティセンターの改修費が主なものとなっております。

次に、同じく32ページ、21目市民相談費についてであります。これは、市が実施しております法律相談、交通事故相談及び行政相談など、各種相談業務に係る経費と人権啓発活動活性化事業費であります。

次に、同じく32ページ、22目諸費についてであります。これは、自衛官募集事務に係る経費及び自衛隊新入隊予定者激励会に要する経費が主なものとなっております。

次に、33ページ、23目男女共同参画推進費についてであります。これは、男女共同参画を推進するための男女共同参画推進懇話会及び男女共同参画オープンカレッジ開催に係る経費であります。

次に、同じく33ページ、24目財政調整基金費についてであります。これは、

新年度に生ずる利子を基金に積み立てるためのものであります。

同じく25目土地開発基金費についてであります。これは、新年度に生ずる利子を基金に積み立てるものであります。

同じく26目減債基金費についてであります。これは、新年度に生ずる利子を基金に積み立てるものであります。

同じく27目地域振興基金費についてであります。これは、新年度に生ずる利子を基金に積み立てるものであります。

同じく28目公共施設整備基金費についてであります。これも新年度に生ずる利子を基金に積み立てるものであります。

次に、36ページをごらんいただきたいと思ひます。第5項統計調査費、第1目統計調査総務費についてであります。これは、職員2名の給与費と各種統計事務の費用及び研修費等であります。が、予算額が前年度に比較いたしまして900万円余減額となりましたのは、脇野沢村史（歴史編）の編さん事務が本年度、平成19年度をもって完了することに伴うものであります。

次に、37ページ、2目諸統計調査費についてであります。これは、新年度において実施されます漁業センサスを初め、住宅土地統計調査、学校基本調査など、統計調査に係る報酬及び関係事務費等となっております。

以上でございます。なお、詳細につきましては、質問に応じてお答え申し上げますが、担当課長も交えることをあらかじめ申し添えておきたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○委員長（新谷 功） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） それでは、予算書の34ページに戻っていただきたいと思ひます。第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費についてご説明申し上げます。

これは、戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務、外国人登録事務等、いわゆる窓口事務の処理に要する経費でありまして、一般職20人の人件費のほか、事務処理に要する消耗品費及び戸籍総合システムの使用料等を計上いたしております。前年度に比較しまして1,131万3,000円の増額となりますのは、職員の数を実配置に基づき1名増として計上したこと等によるもので、目全体の約93.7%が人件費となっております。

以上であります。

○委員長（新谷 功） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（大芦清重） 35ページ、第4項の選挙費についてご説明申し上げます。

第1目の選挙管理委員会費でございますが、これは選挙管理委員会の運営

にかかわる経費で、本年度予算額は3,510万9,000円となっております。このうち98.6%に当たります3,461万4,000円は、選挙管理委員会委員の方々の報酬及び職員の給料等人件費が占めております。前年比では192万2,000円の減額となっておりますが、これは職員の給与費減額によるものです。

続きまして、第2目明るい選挙推進費でございますが、これは選挙啓発にかかわる経費で、主なものとしては、むつ市明るい選挙推進協議会の委員の方々が選挙啓発にかかわる研修会等へ参加する際の旅費でありまして、本年度予算額28万円のうち、96.4%に当たります27万円を占めております。

続きまして、第3目むつ市農業委員会委員一般選挙費でございますが、これは7月14日に任期満了に伴うむつ市農業委員会委員一般選挙の執行経費1,275万円を計上しております。主な経費といたしましては、報酬、職員の手当、臨時職員の賃金、時間外等の人件費に985万7,000円、投票管理者等の費用弁償として旅費に80万1,000円、消耗品投票用紙等の印刷費等需用費に96万2,000円、投票所入場券、投票所物品の発送料等の役務費に80万1,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、36ページ、第4目青森県東部・西部海区漁業調整委員会委員選挙費でございます。これは、8月に任期満了を迎えます青森東部海区と青森西部海区の漁業調整委員会委員選挙の執行経費702万1,000円を計上しております。主な経費といたしましては、報酬、職員の手当、臨時職員の賃金、時間外等の人件費に489万円、投票管理者等の費用弁償として旅費に57万9,000円、消耗品投票所入場券等の印刷費及び需用費に54万7,000円、投票所入場券、投票所物品の発送料等の役務費に56万8,000円をそれぞれ計上しております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（遠藤雪夫） 37ページ、監査委員費についてご説明いたします。

本年度予算額は5,060万3,000円であり、前年度当初予算額5,186万円と比較して125万7,000円、2.4%の減となっております。予算額のうち給与費だけで全体の93.3%を占めております。残りは、監査委員にかかわる経費である報酬と費用弁償、事務局にかかわる経費である旅費、需用費、負担金を計上しております。

以上、簡単ではありますが、監査委員費の説明とさせていただきます。

○委員長（新谷 功） 質疑に入る前に、委員長からお願いがあります。

質疑をされる委員は、大変恐れ入りますが、挙手のうえ議席番号をお知ら

させていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。  
白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 1点だけお尋ねいたします。

34ページでございます。市税等徴収費ありますが、来年度は8,310万9,000円と増額の予算を計上しております。たしか来年度からは前納の方の報奨金と  
いいますか、それをゼロにするということを決められているように聞いて  
おります。ということは、当然その意味を含めましても、減って当たり前な  
ものがここで8,690万2千円と8,310万9千円と同等以上の予算を計上して  
いるわけですが、その意味をご説明願います。

○委員長（新谷 功） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

34ページ、23節の償還金利子及び割引料をごらんになっていただきたい  
のですが、1億490万2,000円計上してございます。例年ですと1億8,000万円  
ほどの市税の還付とかが予定されているのですが、今回は8,690万円の所得  
変動にかかわる還付金ということで、昨年から税源移譲ということで皆様に  
いろいろPRしておりましたけれども、実は所得税から住民税に税率が変わ  
りまして、住民税の税率が上がったものですから、退職なさった方とか、昨  
年1年間で所得がかなり低くなったと、そういう方々は住民税をかなり多く  
徴収されているというところでありまして、これは、ことし申告が終わってか  
ら調査をして、還付することになるのですが、実際には平成19年度の所得変  
動でございますので、はっきりわかりません。それで、平成18年度の課税状  
況を集計しまして、シミュレーションして、平成18年度であれば、このぐら  
いの8,600万円還付しなければならないというところで、平成19年度はあく  
までも見込みでございます。一応退職なさった方とか、そのほか仕事をやめ  
た方々とか、平成19年中に所得が大幅に変動して所得税がことしかからない  
という方々が対象になります。その方々の還付金を今回は予定いたしました  
ので、8,000万円という額になっております。

以上です。

○委員長（新谷 功） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） わかりました。わかったというよりも、ちょっと税のほ  
うは大変難しいものですから、ちょっとあれなのですが、あくまでも見込額  
で8,600万円何がしを計上したということですが、これは最大でこ  
のぐらいだろうということで計上したものが、それともただの目安なものか。  
また、先ほど申し上げた前納報奨金がなくなるということは、市民の方に今

までは報奨金として返していたわけですが、それはトータルしてどのぐらいの増収になるのでしょうか。

○委員長（新谷 功） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 最初のお尋ねでは、目安かということでございますが、平成18年度の所得変動された方々を対象にしております。平成19年度はまだ本当にわかっておりませんので、あくまでも目安ということでございます。

それから、前納報奨金が昨年は2,400万円ほど還付してございますので、その分が増収といたしますか、なくなるということでございます。

以上です。

○委員長（新谷 功） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） わかりました。ということは、この還付金、一応理解しました。

先ほど言った前納報奨金ですが、当然2,400万円という、大変大きな金が増収になったわけでございます。恐らく納税している方も、この還付金、報奨金を目当てに考えて前納しているわけではございませんが、やはりもう一度この制度を一生懸命ためて納税するという、納税するやる気もひとつ大切ではないかなと。いろんな事情があって、このような報奨金ゼロという格好になったわけですが、ぜひやる気を起こすためにも納税を喚起するためにも報奨金制度をもう一度検討してもらいたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 初めての予算で、大変申しわけないのですけれども、市長がいないものですから。この大きな予算を執行する最高責任者がいないということが一番自分として、今まで私も理事者十数年やってきた中で、特に今回は副市長も15日に退職するという中で、この答弁は最終的に部長がするわけですけれども、まだまだ大きな問題を抱えて、最高責任者としての意見を聞きたいという気持ちで実は壇上に立たせていただきまして質疑するわけです。教育委員会のほうは事務の最高責任者の教育長がいるわけですけれども、市長がいないのに大変私もちょっと気持ちに問題があることをまず申し上げたいと思っております。

まず第1点目は、27ページですけれども、むつ市の市制施行49周年記念式典表彰、これを見ると、毎年むつ市は式典をやっているわけで、我々合併した旧町村にしてみると、こうして毎年やっているのはどういう内容でやっているのか、財政が厳しい中に、普通であると、まず50周年とか10周年とかと

というようなある程度の記念の年にやっているのが実情ではなかろうかと思っています。合併して初めて私もこうして議員になったものですから、その辺の内容をお聞かせ願えれば幸いだなと思っております。

次に、企画のほうなのですけれども、先ほど企画部長から航路の運航維持事業出資金、これは私も当然旧脇野沢村でフェリーを抱えて、700万円あるいは800万円の補助をしてきた経緯があります。そういう中で今回は出資という形で、先ほど説明の中で当然返ってくるだろうというようなことでありますけれども、県の指導だということではありますが、財政が厳しい中で県のほうもこういうふうな押しつけるようなやり方ということは、私は決してよくない。どうしてもフェリーの経営が悪いのであれば、これはやむを得ない、そういうふうに考えますけれども、果たしてそれだけの余裕があるのかどうかというようなことも、県だって当然わかっているだろうと、このように私は思っています。そういう中で、最終的に市長がこれを決めただろうと思っておりますけれども、いずれにしても、そのフェリーの平成19年度の経理状況、収支、相当昨年はいろんな観光が下北のほうに入っています。そういう関係で、フェリーの収支決算を果たして把握して、どの程度の黒字になっているのかということをもしおわかりであればお知らせ願いたいと、このように思っています。

それと、鯛島塾むらおこし会議の件なのですけれども、先般、これは旧脇野沢村の時代から七、八年継続して、青森市のほうで村の特産品、あるいは隣町の川内町の特産品を使ってPRをしてきた経緯があります。先般も200人ほど参加して、特産品でもってイベントをやったという経緯があります。その中で、先般、市長にもお話を申し上げましたのですけれども、「むつ市のうまいは日本一」という大きな旗を掲げて市長もあいさつの中でお話をされました。そういう中で、幾ら継続事業であっても、やはりそれなりの、自分のこれからの大きな姿勢を持って、気持ちを持って、本当にむつ市のうまいは日本一ということをやるとすれば、やはりここにある程度の予算をつけるべきだと、こういうことを私は言いたいわけです。先月も23日、24日ですか、マエダ百貨店でむつ市のいろんな特産品フェアをやって、大変にぎわったということをお話しになりましたけれども、やはりそういうふうなものに、自分の考えを各課、あるいは部長クラスに指導して、そして予算をつけるべきだということを先般私も個人的に市長にお話をいたしました。そういう中で、これからもそういうものをぜひ取り入れながら、予算をつけていただきたいということを、まずこの点についても、本来なら市長がいれば、その市長の考え方を聞きたいのですけれども、担当部長でもよろしいですから、この点

について若干お話ししていただきたいと、このように思っております。

それから、28ページの調整費です。実はこの電源立地地域対策交付金の返還なのですけれども、2,200万円ほどの返還をしなければならないというようなことでありますものですから、私としてみれば、交付金でもらったものをなぜ返さなければならないのかなという疑問があるのです。その辺の内容をお知らせしていただければと、このように思っております。

それから、同じく5目の原子力施設の見学開催の事業費です。この金額については、私は申し上げることはないのですけれども、ただ一般の方々から話によりますと、旧町村の方もそうですが、1人で何回も行っていると、もう4回も5回も行っているというようなことがあるものですから、できれば見学させる段階でもって、そのようなチェックをして、できるだけ新しい人たちを見学させるべきではないのかなと、このことをまず担当のほうからお伺いいたしたいと、このように思っております。

それから、最後ですけれども、人事管理の問題です。先般我々も議会の改革等も含めて、いろいろ話し合いになりました。その中で私も実は議長に申し入れしたのは、大変財政も厳しい、そういう中で、やっぱり一般の声というのは、改選してからの初めての議会でありますし、そういう議員の人たちがこれからの財政をどう思っているのかということも明鏡欄にも載っております。そういう中で、我々議員たちもやはりある程度のいろんな視野、これは減額するばかりではありません。やはりそれなりの報酬等も上げて、そして私個人の考えですけれども、それなりの活動ができる報酬をもらったほうが、やっぱり議員の質が問われるというような考え方がありますので、その辺を含めて議長に申し入れしたのは、報酬審議会の会議であります。平成19年度もその経費が盛られ、平成20年度もこのように盛られておりますけれども、平成19年度は果たして会議が行われたのかどうか、その辺をひとつお願いいたしたいと思えます。

以上です。

○委員長（新谷 功） 副市長。

○副市長（田頭 肇） お答えいたします。

まず、市長が不在ということでございますが、山崎委員もご承知かと思えます。合併後、新年度の予算審査、あるいは決算もそうでございますが、市長は不在の形で慣例的にしておりますことをご理解願いたいと思えます。

それから、表彰関係でございます。これは予算書にあります。スポーツ賞、あるいは文化賞、そしてまたお話しは何周年というのは功労賞でございます。社会の各分野にわたって、自治、保健、医療、福祉、こういった分野

での功績の方を表彰しているものでございます。これは、合併協議の申し合わせ事項で、表彰関係についてはむつ市の例によるということで、9月1日、合併全体、それこそ新市全体の中で表彰いたしておりますので、これは毎年、これからも予定どおりでございます。

それから、むつ湾フェリーでございます。これは出資は返還されるというお話しでございますが、返還ではございません。山崎委員もご承知のとおり、平成17年に下北汽船の中でフェリー部門とシライン部門が分社化いたしました。その段階で、既に下北汽船においての累積赤字、それからシラインにおきましての累積赤字が発生いたしております。これをシラインについては、既にいろいろ説明しておりますので、ご承知かと思っておりますが、またこの下北汽船、現在はむつ湾フェリーということになっております。この累積赤字につきましても、蟹田と脇野沢、この航路でございます。これにつきましては、離島航路とは別の観光航路といった部分が大きな役割を占めておりますが、11月までの限定航路でもって開設されております。これにつきましては、県、むつ市、外ヶ浜町、この3自治体の構成でもって累積を解消していくということで、既に平成18年、平成19年、その解消のスキームでもって予算計上しているところでございます。これも山崎委員ご承知かと思っております。今回その補助金につきまして、法人税、課税が発生するということで、解消にとっての意味をなさないということで、先ほど企画部長が申しましたように、これを出資に変えたいと、そしてこの債務を近い将来に解消したいと。増資をして減資を図ると、こういうような手だてでもって、当市にとっても非常に大きい損金でございますが、早く解消したいのは、県も市も外ヶ浜町も同じ条件であろうと思っておりますので、そういった県の主導のもとに早く解決していくと、こういう内容でございますので、ご理解を願いたいと思っております。

それから、人事管理費の報酬審議会は平成19年度は開催いたしております。

あと鯛島むらおこし会議、それから電源立地地域対策交付金の返還、原子力施設見学等につきましては、担当からご説明をいたさせます。

○委員長（新谷 功） 企画課長。

○企画部副理事・企画課長（奥島慎一） ただいまの副市長の答弁に補足説明及びその他の部分について説明したいと思います。

むつ湾フェリー株式会社の業績等でございますが、昨年度の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業報告の中で、フェリー航路の業績でございます。旅客運送数で前年比で6,396人増加して3万2,641人と、旅客収入では3,310万円で606万円の増加となっております。



それと、自動車航送台数では30台減の4,277台、運送、運賃収入では4,363万2,000円で、前年比27万3,000円の減額、運行収益全体では7,906万6,000円、7.9%の増収となっております。

運航費用では、潤滑油等の増加等で1億2,672万8,000円等々で、当期損益は3,173万3,000円の損失を計上いたしております。以上がむつ湾フェリーの事業報告でございます。

それから、ちょっと鯛島塾むらおこし会議運営費補助金について、増額したかどうかというご意見でございますが、「むつ市のうまいは日本一」ということで市長も掲げておりますので、今後のご意見として受けとめさせていただきたいと思っております。

それから、旧大畑町で事業を計画しておりました大畑鉄道記念公園整備事業がございました。これが平成14年度、電源立地地域振興特別事業費補助金、これは旧電源立地特別交付金でございましたけれども、それにより造成した基金2,280万円がございました。その後旧大畑町では事業の存続が困難となりまして、県に対し返還の手続に入りましたけれども、国の補助制度の規制緩和等の動向を見きわめてからの県の指導があり、返還を留保し、現在に至っているものでございます。この基金については、造成時の目的以外には使用することができないため、また基金の処分期間、これが5年を経過することから、県を通して国に返還するものでございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） エネルギー対策課長。

○企画部エネルギー対策課長（伊藤道郎） 原子力施設見学会について、1人で何回も行っている方がいらっしゃるというようなお話ですけれども、原子力施設見学会につきましては、これまで4目の原子力関連施設対策費、それから5目の広報安全等対策費、それぞれで行ってきております。それで、初期対策交付金を利用いたしました4目につきましては、平成13年度から実施しておりまして、これは一般市民を対象に公募により実施してきております。昨年度までは、1回行った方は参加できないということにしておりましたけれども、平成19年度におきましては、平成15年度以前に参加した方については参加できるということで対応してきております。これは、前回見学時から3年以上を経過しているということで、社会情勢とかそれぞれ原子力に対する考え方も異なってきているのではないかとということで、そのようにさせていただきました。

広報・安全等対策交付金を使いました5目につきましては、これはかなり古くて、昭和の代からやられていると理解しております。これにつきまして

は、市内の各種団体を対象として行ってきておりまして、行政連絡員とか、それから統計協会とかを対象としておりますので、この中では何回か行った方はいらっしゃるかと思います。そのような状況になっております。

平成20年度におきましては、初期対策交付金がなくなりますので、5目の原子力広報安全対策費において見学会を実施する予定でございますけれども、これにつきましては、各種団体はやりませんので、一般市民の公募による見学会をやりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 表彰については、これまでやってきたものですから続けるということなのですけれども、これは先ほど言ったように、最終的に市長が決めるものですから、やはり財政がよくなるまでとか、そういうふうなことだって、これは当然考えるべきではないのかなと、こういう考えでもって質疑させていただきました。

次の航路の問題については、当然私も内容はわからないわけでもないのですけれども、ただ当時は県も2億数千万円の赤字を、これは県で抱えるという約束があったわけです。それを今出資をさせて、それで早目にその損失を解消するという、まさに言えばなんだけれども、合併してむつ市のほうがわからないわけではないと思っておりますけれども、私は初めからかわりしてきたものですから、県で合併する際はそういうことで、我々はその赤字を全部責任を持ってやるのだということまで言い切って、今のシライインと分かれたわけです。ただ、余り県を責めたくない。先般も副市長初め担当部のほうでいろいろ、そこにむつ市長も入っているいろいろ原燃の問題も含めてシライインのほうの補助も受けるということで、私も長年のこの新造船に向けての問題もある程度前向きになったのではないかなと。これは、もう下北全体の懸案であった大きな事業でありますから、その辺は余り言いたくないのですけれども、ただ約束はそういう約束であったということだけは担当のほうでも十分把握をしていただきたいと。何かあった場合は、本当にこの財政厳しい中で出資をすると。私は、出資ということであったものですから、当然返ってくるのかなと思ったら、そうでもない。副市長のお話であると、後でこれは3年ぐらい積み立てて赤字を解消するという、原資に使うということでもありますけれども、これは本来ならば私は間違っているのではないかなと、こういうことを指摘させていただきたいと思っております。

あとは、内容についてはわかりましたけれども、たださっきの見学について、これは今までどおりまた各団体ではなく一般から公募するということで

すから、先ほどお話ししたように、平成15年以降であれば、また新しい施設になっているとか、いろいろ変わっているのはあるにしても、世間一般の話になると、あの人が何回も何回も行っているというようなことがあるものですから、その辺を十分考慮に入れて募集要項をつくってほしいということをお願いして終わります。

○委員長（新谷 功） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 今の山崎委員の質疑に関連してお尋ねしたいと思います。

まず山崎委員は、決算のときはたしかそうだったのですけれども、市長がいなければ困るという話をしていたのです。私は、市長が必要であれば出したほうが良いと思います。これは、この審査に当たって市長の考えを聞かなければだめだということであれば、市長に出てもらわなければならないと思います。その辺は、11日にでも委員長、取り計らっていただきたいと思います。

そして、28ページの原子力関連のところでございます。いわゆる中間貯蔵施設の初期対策交付金はなくなったということで、それは理解をいたしますけれども、この5目の原子力広報安全対策費の1,740万円というのは、これは広報費として、恐らく原子力船「むつ」からずっときていたはず、同じ金額かな。これは広報費でありますので、用途が決まっているということで、たしか過去に私は質問したことがあったのですけれども、相も変わらずこの見学会をやらなければだめだと。いわゆるもらった金は使わなければいかぬということで、もうほとんど行き渡っているわけですが、各団体全部。新年度から一般をと、こういう話です。これは、初期対策交付金がなくなったから、今度こっちを使って一般ということだろうと思いますけれども、もうこれはそもそも原子力というものを、施設を理解してもらうために施設を見てもらうという、そういった目的があって、決して旅行に連れて行って飲ませ食べさせてということではないはずなのです。しかし、そういう形になっているのです、今。そろそろこれ考えて、何かこの同じ広報費の1,740万円、何か別な形での広報に使うことができないのかどうか。これはひとつ今経済産業省でしょうか、資源エネルギー庁、かけ合ってみる必要はあると思います。毎年同じことをやっているのですから。

それから、もう一つ、この講演会の開催委託料400万円、これは何回講演会を開くのですか。400万円です。ちょっと教えてください。

○委員長（新谷 功） エネルギー対策課長。

○企画部エネルギー対策課長（伊藤道郎） 講演会ですけれども、1回予定しております。

それから、広報・安全等対策交付金ということにつきましてですけれども、

原子力発電施設等の周辺地域住民に対する原子力に関する知識の普及及び安全性の理解促進活動事業として研修会等への参加、それから国内先進地視察、エネルギーに関する講演会等を実施するというようなことでやらせていただいております。中間貯蔵施設に係る部分については900万円、それから東通原子力発電所に係る部分については630万円、大間原子力発電所に係る部分については210万円、計1,740万円となっております。

○委員長（新谷 功） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） わかりました。1,740万円というのはそうですね。前はたしか630万円か幾らだったかなと思ったのですけれども。

講演会1回で400万円、これどこで講演会やるのですか。どういう立派な人を連れてきて400万円かかるのか、ちょっとこれはけたが、ちょっとお聞きします。

それと、さっき私申し上げましたけれども、これは企画のほうでしょうか、いわゆる原子力というものに理解をしてもらうために広報費というのが充てられて来ているわけです。それはわかるのですけれども、もう少し幅広い広報のやり方、例えば何か地元で催し物があったときは、いわゆる原子力の関連した協賛金を出すとか、名前を出し、そういうやり方も認めてもらえないものかどうか。そういうことも含めて交渉してみたらどうだろうか。施設の見学会というのは、もう目的ははっきりしていますし、ほとんど行き渡っていると私は思っています。もう何年も前に行ったから忘れたからまた行くという人もあるかもしれませんが。

さっきの講演会、もう一回。

○委員長（新谷 功） エネルギー対策課長。

○企画部エネルギー対策課長（伊藤道郎） 講演会についてでございますけれども、今年度、平成19年度に行いましたのは、10月に来さまい館でっております。講師については、東京大学の大学院の教授で小佐古先生、それから特別講師には気象予報士の石原良純氏ということで、お二方をお呼びして講演会を実施しております。参加者につきましては、230名ほど一般市民の方に来ていただいております。

これは、プロポーザル方式による委託ということでございまして、プロポーザルというのは、その企画、イベントに最も適した創造力、それから技術力等を持つ設計者、企画者を選ぶという方法でございます。コンペというものもございますけれども、コンペにつきましては、その案のよしあしを決定するというので、プロポーザルについては、その企画を委託する設計者を選ぶものというようなことで、決定後については、具体的な設計企画を発注者

と共同で進めることによって、より質の高い企画が可能になるということなので、このプロポーザル方式を採用しております。

中身について、余り詳しくは言えませんが、特別講師を呼ぶお金が結構ウエートを占めているというようなことをご理解を願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） これも請け負っている会社があって、もう講師の名簿も全部あるわけです。この中から呼びなさいということになっているわけです。それを私はわかっています。役所でなければこういうのはできませんよ。これを民間でやろうとしたら、恐らく100万円もかかるかかからないかでしょう、こんな講師呼んでやろうとしても。そういうところがすごくあるのです。ですから、普通考えれば、本当に無駄なことをしているなという感じになっても、これは不思議ではないので、ひとつこの広報費の使い道については、何とか交渉をして、もう少し有効に使えるような形にしていきたいということ要望して終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 質疑ですので、簡単にやらせてもらいます。自分の意見を話しすることになったら、委員長、ぜひはっきりとめてください。

まず30ページになります。指定金融機関派出所派遣料888万3,000円。どういう内容の仕事なのか。

31ページ、エフエムむつ放送業務委託料とエフエム放送エリア拡大事業補助金の違いをお知らせください。

33ページ、財政調整基金費、土地開発基金費、減債基金費、地域振興基金費、公共施設整備基金費とさまざまな基金がありますが、この基金の優先順位をもし決めるとしたら、何が一番になるのか。

それと、庁舎建設費が廃目になっておりますが、これはなぜ廃目になったのか、理由をお知らせください。

○委員長（新谷 功） 出納室長。

○総務部理事出納室長（西堀敏夫） お答えいたします。

これは、現在4庁舎に青森銀行から職員が派遣されております。その方の経費でございます。

以上です。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 33ページの庁舎建設費、これにつきましては、市長おっしゃっているように、平成20年度、本庁舎移転の予算を盛りませんでし

たので、その点でございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの質疑のうちのエフエムむつに関連するお尋ねにお答えいたします。

エフエムむつの放送業務委託料とエリア拡大事業費の補助金の違いということでございましたので、まずエフエムむつの放送業務委託料は、ふだんお聞きになっている定期番組、あるいは不定期番組、あるいは臨時放送、こういった種類で委託契約に基づきましてお願いをしている放送でございます。一方、エリア拡大事業費のほうは、平成19年度からご議決をいただいた経過がございますが、毎年度7年間でエリア拡大にかかる経費を補助していくという精神のものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

財政調整基金から公共施設整備基金まで、その優先順位があるのかということのお尋ねでございますが、それぞれ条例で設置目的がありますので、優先順位はありません。

以上です。

○委員長（新谷 功） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） まず最初にお聞きした金融機関の派出所派遣料、銀行の方が4庁舎に来られているから、その手当ということではありますが、昔は確かにこういうことがあったかもわかりません。今は銀行さんが来るのが当たり前で、常駐しているから、その常駐のための手当だということだと思いますけれども、むつ市は銀行に対してはすごくいいお客さんで、ただででも来てもらわないとだめなぐらいいいお客さんだと思います。わざわざこういうふうにお金を払ってまで来てもらっているというふうなことは、今の時代になじまないのではないかとということで、今後検討に向けて、少し双方でいろんな話し合いをしていただきたいと思います。できるのか、できないのかのお答えをお願いします。

次のエフエム放送についてであります。エリア拡大のための補助金ということで、7年にわたってお金を出すということでもあります。今もう既にエリア拡大はほぼ完了しているのではないかなとは思っていましたが、7年かかるということの答えだと思います。ただ、全体にかかる予算が幾らで、むつ市が補助しないとだめな割合が幾らなのかということがわかりませんの

で、それをお知らせください。

庁舎建設費の廃目になったことについては、まだ庁舎移転が決まっていないので、廃目にするのはいかがなものかと思います。総務部長は市長がなくしろと言ったからというふうな話ですけれども、果たしてこれは簡単に廃目に、廃目ということは、次からは庁舎移転費というのはなくなるということだと思えます。簡単になくしていいものかどうか、もう一度お答えを願います。

基金については、本来であれば財政調整基金が一番有効的にいろんなことに使えると思いますので、優先的に積み立てることが必要だと思えますが、なぜか公共施設整備基金費に今回165万円、積み立てする予定になっております。財政調整基金が今ゼロ円だというふうに、たしか思っていましたけれども、そのところをどういうふうに考えているのかお答えをお願いします。

○委員長（新谷 功） 出納室長。

○総務部理事出納室長（西堀敏夫） お答えいたします。

たしか昔はただでした。それで、合併したときに各庁舎にも銀行の窓口を継続して設置していただいております。というのは、合併した際に各旧町村の庁舎からは撤退をするということに、各市町村1名については配置はできるけれども、3人も4人にもなれば、それはできませんというふうなことでした。現に十和田市では、もう既にそういう方については有料で配置をするということになってきてございます。むつ市のほかにも青森市ですとか、五所川原市が今そういう動きになっています。私ども当初は無料で継続してやってくれということをお願いしていましたが、そういった事情もありまして、それから各市町村の動きもありましたし、それらのことを勘案して有料としたものであります。したがって、これからまたさらに交渉して無料にしてくれというようなことにはちょっとまいらないと思っております。

以上です。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 庁舎建設費の廃目の件につきましては、予算の作成上こうなります。これが補正で金額が出てまいりますと、この分については、また復活いたします。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 広報広聴課長。

○企画部広報広聴課長（西塚廣美） エフエムアジュールに関する事業費の件についてでございますが、全体で7,479万3,600円かかっております。そのうちむつ市で90%、9割、6,731万4,240円、エフエムむつのほうで残り1割、

747万9,360円負担することとなっております。

以上です。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 財政調整基金に関してのお尋ねにお答えいたします。

まず、財政調整基金は、あくまでも決算において剰余金が出た場合、当然地方財政法第7条に規定されておりますとおり、剰余金の積み立ての規定がございますし、さらには地方自治法第233条の2の歳計剰余金の処分という形で積み立てが行われることとなります。今回予算計上1,000円ということで、目の設定をしておくということです。

それと、公共施設整備基金費の165万円の予算計上ではありますが、平成19年度末現在見込みで5億6,375万6,000円の残高があります。これの預金の利子相当額を積み立てするということです。

以上です。

○委員長（新谷 功） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） エフエムアジュールの件にだけ再度お尋ねします。

今の話ですと、9割、むつ市の補助金で拡大するということではありますが、こんなうわさがありました。エフエムアジュールでその工事にかかって随意契約というか、自分たちが指名したところに仕事をさせているということを知りました。別に一般の会社ですから、そんなことをしてもいいと思いますが、9割補助金を出している手前、やはりむつ市もそれなりにかかわるべきだと思います。エフエム放送については、コミュニティー放送ということで、自治体と民間の会社が深く連携をとって、いろんな情報を広報活動しようというふうな目的もあるものですから、補助金とか委託料となるのは十分わかっています。ただ、今みたいな事例で補助率がその全体の9割となると、行政の役割は非常に強いと思いますので、やはりその工事の内容とか拡大のための事業にお金の使われ方がどのようになっているかということも当然監査とか指導すべきだと思いますが、そのところをどのように考えているのかお知らせください。

○委員長（新谷 功） 広報広聴課長。

○企画部広報広聴課長（西塚廣美） 今のエフエム放送のエリア拡大については、同期放送ということで、むつの放送局から脇野沢、川内、大畑放送局を新設してやったわけなのですけれども、これは東北で初めての事業なのです。それで、エフエムアジュールも業者から見積もりをいただいて、1社ということは、東北では1社しかないのですけれども、そういうできる業者が。1



社見積もりではだめだということで、ほかに2社から見積もりをいただいて、3社見積もりで安い今の業者と契約したわけなのです。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） スムーズに質疑したいと思います。よろしく願います。

まず、市制施行49周年表彰の関係です。これは先ほど山崎委員からも質疑がございましたが、各分野の表彰ということで、毎年48周年とか49周年とか、このようになっているわけでございます。これは皆さんをたたえるためのよいことであるのはもっともでございますが、この題名、これをむつ市の自治功労表彰とか、そのように変えられないか、以前にも質問したわけでございますが、再度この名称を変えられないか、それをお聞きします。

次に、企画費でございますが、廃止路線バス運行費の補助金でございます。当大畑地区、薬研、奥薬研行きの下北交通の運行は、現在往復1本しかないわけございまして、観光時期には大変な観光客の不満があるわけでもございます。そういうことで、増便実現に努力していただきたいという、これをお答え願いたいと思います。

それと、29ページの人事管理費の臨時職員管理費でございますが、この人数はいかほどか。また、この臨時職員を雇用する理由は何なのかお答え願いたいと思います。

それと、職員研修費の681万4,000円を計上しているわけでございますが、職員にはこの研修をさせることは、職員を育てることでありまして、費用は惜しむべきでないとは私は考えております。この研修の派遣をしている場合、むつ市ではどのように決定するのかお聞きをしたい。本人の希望なのか、上司の命令なのか、特定の目的で行くのか、あるいはまた漠然と行くのか、そういう関係でございます。ひとつお願いしたいと思います。

それと、30ページの庁舎管理費の関係でございます。大畑庁舎正面の噴水施設の関係でございます。以前にも質問してございます。昨年は、全く作動していません。先般の私の質問では、調査して使えれば反映します、そういうお答えでございましたが、その後結果がまだ何もわからないということで、もし作動できるなら、今年度の夏場に作動してほしいし、作動がダメなら取り壊して、私は正面のあたりの環境整備を図ってほしい、そういう願いでございますので、ご回答をお願いいたします。

以上5点、よろしく願います。

○委員長（新谷 功） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 千賀委員の数点にわたる質問の中から廃止路線代替バス運行費補助金に係る部分につきましてお答えを申し上げます。

大畑薬研線、小目名線のことですが、増便実現に努力をということとでございます。いずれこの廃止路線代替バスにつきましても、運行すればするほど苦しくなるという実情もございますので、今当市では地域公共交通会議といったものを来年度予定してございます。そういった中でこの補助のあり方という点で、もう一度精査をし、検討して、究極は地域住民の生活の足を確保すると、住民の利便を高めるという見地で鋭意検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（新谷 功） 副市長。

○副市長（田頭 肇） 49周年という冠を取るということとでございますが、20周年、30周年、あるいは40周年、50周年、こういった節目のときであれば、かなりその位置づけを付しまして、大々的にやってきた経緯もございます。この各年度ごとにそれぞれの地方自治功労、あるいは消防功労、民生功労と、こういった部門の、大体10年以上を対象にいたしまして、10年余、二十有余年と、こういった分野で表彰いたしております。したがって、これがその年度におきましての表彰審査基準の10年以上、20年以上の区切りの一つの指標にもなりますので、この各年度の名称というのはそのまま継続していきたいし、またいかなければならないのではないかと、こう思っております。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 職員の研修についてお答えいたします。

研修につきましては、まず一番最初は初任者研修から始まります。それで、各課に配属された職員につきましては、その部署ごとに当然研修しなければならないセクションがございますので、勤務年を区切ってやっているものもでございます。例えば福祉関係につきましては、採用されてから3年たつと研修に行ってもらおうとか、税務関係につきましても、そういうやり方をしてございます。さらに、課長職の研修、あるいは課長補佐になったときの研修、こういうものについては、県の自治研修所でこういうものやっております。研修につきましては、法制執務、あるいは税に関係する研修、それから財産に関する研修、さまざまございまして、それにつきましては、その時期、時期をとらえて、入った年数等もとらえて実施してございます。

次に、人事管理費の臨時職員の賃金でございます。これは、主に産休、育児休業、それから病休等の代替に要する分がまずほとんどでございまして、あとの事務職の賃金につきましては、総務課のほうで総体的にやっています。去年あたりから団塊の世代がかなり退職されていまして、なかなかその分を

補充できない部分があります。各課と協議しますけれども、どうしても対応できない部分が出てまいります。その部分につきまして、今年度は集中管理では7名ほどの臨時職員の賃金を盛ってございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 管財課長。

○総務部副理事・管財課長（新谷正幸） 大畑庁舎正面前の噴水のことについてでございますが、調査の結果、水道管の接続の故障で、数年前から噴水を使用しておりません。現在は、噴水に土を盛りまして、花壇として使用しております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 市制施行49周年の関係で、副市長が今継続ということで、そういう意味もわかりますけれども、これもまたむつ市自治功労には変わらないので、ご検討をお願いしたいと思います。

また、廃止路線バスの関係でございますけれども、部長の検討ということもあります。でも、地域住民はもとより、観光時期だけでもふやせるような努力を願いたいと、そのように思います。

それから、臨時職員の関係、理由はわかりました。わかりましたけれども、臨時職員は恒常的には雇用はしないのが当然でございますので、そこらあたりひとつ十分注意しながら、雇用をお願いしたい、そのように思います。

それから、庁舎管理費の噴水施設はわかりました。私は花壇のところまでは気がつきませんでしたけれども、もう少しきれいな環境整備をお願いしたいと思います。そうすれば、子供たちもみんな遊べるし、いろいろなイベントもあそこはできる広さがございますので、何とかその点ご検討をお願いしたいと思います。

それから、研修の関係でございます。総務部長はいろいろ教えてくれました。私が聞いているのは、これは上司の命令と私は感じますけれども、内容でなく、その派遣は市ではどのように決定しているのか、そういうところが聞きたかったのでございます。

それと、研修についてもう一点聞きたいのですが、この研修の効果は、行ったからといって、すぐ効果が出るものではないのですけれども、もしその効果が出たという事例があったならば、あったならばです、ここで少し示してもらいたいと。ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 研修についてお答えいたします。

さまざまな研修がございまして、まず福祉関係の件を申し上げますと、例えば生活保護の関係では、うちのほうからこういう方々が研修の時期ですよということをお願いします。そうなりますと、福祉関係を背負う職員になりますと、忙しい時期があったりしまして、なかなかそういかない場合もございまして、それはあくまで担当課長のほうに時期的なもの、あるいはその人選については、ある意味ではうちのほうでこういう人はどうですかということを行いますけれども、最終的な人選は各課の課長さんが判断いたします。

それで、研修終わった後の成果ということでございますけれども、それは研修をさせるほうとしましては、当然にその成果は上がっているものと思っております。それを行政に反映させていただきたいという思いで研修をさせておりますので、行って効果のない研修はないと思っています。よろしくお願ひします。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 1点お尋ねします。

これは、給与手当ですので、今総務費がちょうどいいかなと思って、質疑します。

副市長、私2年前に特殊勤務手当を質疑しましたね。あのときは、市長がいなくて副市長に責任を持って答弁してくださいと言いましたら、私は責任を持って答弁しますと言って、特殊勤務手当をなくすとは言わない、要らないところは削ると言いましたね。確かに2年前から比べると大分なくなりました。それでも現在330万円ほど特殊勤務手当、また来年度も盛っています。私は、2年前に質疑してから、全国的にこの特殊勤務手当はいろいろと論議されて、廃止になった市もあるし、徐々に減額している市もございまして。それで私は、今現在、来年度にどんな特殊勤務手当があるのかちょっとお聞きして、納得したら1回で質疑を終わります。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

特殊勤務手当につきましては、今までかなりありました、疑問に思うものが。例えば運転手業務手当、運転手で採用しながら手当が出ていました。そういうものはすべて精査いたしました。それで、この特殊勤務手当の、若干中身申し上げますと、例えば国の場合、福祉に採用になりますと、福祉に係る給料体系がございまして、税務課に入ると、税務課の給与体系がございまして、それは、国の制度です。地方公共団体になりますと、一般給与職と医療職、この2つしかございませぬので、ある意味では税務職員、あるいは福祉職員、そういう方たちにつきましては、給与で補てんできませんので、この手当で

補てんしているという経緯がございます。その中で、むつ市の場合には基本的には福祉業務に勤務している方、税業務に勤務している方につきましては手当を支給していると、そういうことでございます。

(「あのね、何々の手当があるのと聞いているのですよ」の声あり)

- 総務部長(齋藤 純) それでは、手当を申し上げます。税務手当、それから火葬業務手当、これは斎場にいる職員でございます。それから、福祉現業手当、これは福祉事務所に勤務している方、それから保育所の保育士、それから水道作業手当、これは水道課に勤務している職員に支給してございます。以上でございます。

- 委員長(新谷 功) 半田義秋委員。

- 委員(半田義秋) 1回でやめようと思ったけれども、これはちょっとやめられません。

確かに技能職で採用になった人は、前は運転すれば手当が出ましたね。それはやめた。当然でしょう。技能職で採用になって、運転して手当が出るというのはおかしかった。それでもまだおかしいのが残っているよ。保育士。保育士になるというのは、子供を手にかけている仕事だというのは、これはっきりしているでしょう。それをやれば手当が出る。水道、メーター見れば、その手当が出る。水道職員がメーター見るは当たり前でしょう。そういう当たり前の業務にこういう特殊勤務手当を出すということはおかしいと言っているのです。だから私、副市長、前にも言ったでしょう。だから、こういう重要なものは、市長がいなければ答弁できませんよねと。

それで私は前に、宮下市長が議長のとくに申し入れし、杉山前市長にぜひ出てもらいたいと。そうしたら、今の宮下市長が前市長にかけ合ったら、出ないと、そういう返事が来た。人がかわれば変わるものですな。議長のとくに、私は杉山前市長を出しますと言いながら、自ら市長になると出てこない。私は、こういう重要な問題は、市長がいないと本当はできないのです、答弁は。だから、今後保育士への手当、水道作業手当なんていうのは、本当はなくしてほしいなと、私はそのように思っています。その点、最後聞いてもいいかな。

- 委員長(新谷 功) 副市長。

- 副市長(田頭 肇) 市長が出ないことは、そういう申し合わせでそうなったわけでございますので、ご理解願います。

それから、特殊勤務手当、今県内、市部は10市でございますが、旧8市当時からむつ市はそういう特殊勤務手当につきましては精査しまして、また組合等にも説明、合意をもって現在に至っております。今半田委員ご指摘の、

保育士への手当、それから水道作業手当について、特に強く申ししておりますが、これはもう国、県、市、町村も昔からそういう条例を規定いたしまして、支給してきたわけですが、時代の流れといいますか、不快、危険、そういった職種が自治体において少なくなってきたておりますので、今この福祉と税が、福祉の部門につきましては、やはり非常にいろんな対人関係がございます。面会、そういったことでの感染とか、いろんなことでのそういう形での補足と。それから、税についても、徴収とかということで非常に苦痛を強いるということでのこの2つの手当については、これは今大方設けている市部が多いと思います。保育士への手当、水道作業手当については、10市の中でもそれは大勢だということでご理解お願いしたいと思います。もちろん保育士もそういう保育ということでの専門学校を終わって、その職についておりますが、これにつきましても、やはり子供を預かりながら、安全に安心にと、そしてまた就学前の教育的な面も担うということでのそういう崇高な立場を担っていると、こういった位置づけで手当の変遷かと思えます。当市は、この4つについては、現在そのまま継続しているという状況でございますので、お願いします。

○委員長（新谷 功） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（杉山重一） 水道にかかわる件につきましては、私の所掌でございますので、お答えしたいと思います。

今半田委員お話しのように、水道のメーター等については、職員一切関知しておりませんので、これはもう法人委託をしているところでございます。私どもの職場は、今副市長お話しのとおり、いわゆる一般と違いまして、法律も公企現業ということで、職員組合でなくて、これは労働組合の分野に入る点もでございます。何よりも仕事そのものは売る水でございますので、安全安心これをしなければいけないと。しかも、いわゆる毒をもって毒を制すということで、塩素を扱っているわけです。

（「委員長、私は公営企業局のことで質問している  
のではないです。水道というのは、脇野沢の簡易水道の、  
これは特殊勤務手当なのです。」の声あり）

○委員長（新谷 功） 済みません、半田委員、今発言中でございます。

（「いやいや、私が質問していないのに答弁しているから。  
私は企業局のことは何も言っていません」の声あり）

○公営企業管理者（杉山重一） わかりました。ただ、一般的に水道の手当と  
いうと、私どもしかなかったものですから、そういう話……

（「いや、企業局のことは企業局の予算書で質疑します。」

私は今検針料のメーターのことを話ししているのです」の声あり)

○委員長(新谷 功) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 水道作業手当については、これは脇野沢の簡易水道の担当職員に手当してございます。これは、廃止の方向で今検討してございます。

以上でございます。

○委員長(新谷 功) 半田義秋委員。

○委員(半田義秋) 税務課がお金を徴収するのは、これは手当をやって当たり前。ただ、部長がさっき変なことを言いましたね。給与の補い分で手当を出しているのだと。給料が少ないのだから、手当で補充しますと、そのような発言をしましたね、1回目。だから、そういう役人的発想、給料が少ないから手当で補給する、これは役人でなければ、こういう発想が浮かびません、今までは。だから、私はそういう発想はやめなさいということをしているのです。ただ、火葬と税務の手当は、これは仕方がない。人の嫌がる仕事だから。あるのは。例えば保育士、それをやるのが当たり前の仕事で、それで採用しているのだから、それに手当をやるのはどうかと思う。だれも市役所の職員が、いきなり税務課の集金になるとして市役所に入ったわけではないのだから、たまたまそこに行ったらそういう嫌な仕事が回った、それはいいよ、手当やって、当然。ただ、そういう世間から見ても変だなと思う特殊勤務手当は、なるべく減額したほうがいいと思います。

それから、最後に副市長に、市長はこういう今までの慣例だから出ないと言いましたけれども、私もあちこち、2年前にも言いました。同じ規模の五所川原市、黒石市、十和田市、ほとんど予算、決算には市長が出ています。こういう悪い慣習は改めて、やっぱりこういう大事な予算ですから、私は市長が出て当たり前だと思います。

これで終わります。

○委員長(新谷 功) ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員(横垣成年) 4点ほどお願いします。

まず1点目ですが、27ページで一般管理費の中の一般職が去年の予算より10名ほど少なくなっているということで、これできちっと業務がやられているものか。また、これを補充するために先ほど臨時職員をいろいろふやしているという話がありましたが、そういう形でとっているものがあるのかどうか、ここをちょっと確認させていただきます。10人というと、かなりの減なので。

それと、これに関連して、今秘書課に2人かな、新しく職員が入って、ふ

えているところもあるのですが、それも含めて10人減っているということですから、かなりな減だなということで説明をお願いします。

そして、2点目ですが、29ページの人事管理費のところ、新聞でも報道されましたが、職員互助会補助金が昨年度132万4,000円計上されて20年度はこれがばっさり削られたということで、その経緯をお知らせ願えればと思います。二重経費ということで一応新聞ではたたかれておりましたが、それを受けてただちに実行に移したものでしょうか。

あと、組合のほうにはどういう形で承認をしてもらったのかということをお知らせ願いたいと思います。

それと、同じところで共済組合各種負担金も、昨年度に比べて3,000万円ほど減っておりまして、この理由をお願いいたします。

そして、3点目ですが、33ページの徴税費の税務総務費のところ、説明にもありましたが、地理情報システム構築事業費が5,100万円。平成19年度は9,700万円。ですから、こういう9,700万円、5,100万円、これはいつまで続く出費になるのか。それと、その下の固定資産評価統合事業費も平成19年度が2,000万円でことしも2,300万円、これもいつまで続く事業費なのかということです。

そして、最後、37ページの監査委員費のところに関連してですが、最近指定管理者に指定した団体のところを監査したということで報告書が私たちに配布されたのですが、その報告書を見ると、各団体まちまちなのです。形式が統一されていない。来さまい館の報告書が一番詳しかったように思います。中には水川目のやつは全然管理していなかったという、そういう報告でありました。かなりずさんだなというふうに思うのですが、そういう様式を統一できないものかどうか。できれば来さまい館から来た様式で統一してもらえればなというふうに思うのですが、以上4点よろしくをお願いします。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） まず、一般管理費の職員が10名減ったというお尋ねでございます。これは、この一般管理費はすべての職員の分を盛ったものでございまして、平成19年度と平成20年度を比較いたしますと、団塊の世代がかなり退職になりますので、現時点だと三十数名が減になるということでございます。

それから、互助会費の件でございます。これは、委員ご指摘のとおり、さまざま新聞報道等でご批判をいただいたわけですけれども、むつ市の場合は互助会の会員に対して2,000円を支給してございました。それは、1年間のリフレッシュしてくださいよということで2,000円計上してございました。



それを今年度からすべてゼロに廃止してございます。

廃止したものについて組合との交渉はしてございません。

それから、共済費が減になっているということでございますが、これにつきましては、全体の職員数が平成19年度と平成20年度で比較いたしまして、三十数名減ってまいりますので、その分が減っております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） それでは、続いて33ページの徴税费、第1目税務総務費の説明の欄にあります地理情報システム構築事業費、それからその下の固定資産評価統合事業費、これがいつまでかということでございます。平成19年と今年度、2年間の継続でございます。この予算書の81ページに詳細が載っておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（新谷 功） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（遠藤雪夫） お答えいたします。

監査もいろいろありまして、定期監査、それから財政援助団体の監査、それから先ほどおっしゃいました指定管理者の監査といろいろあります。そのほかに我々事務局は下北医療センターの監査、下北地域広域行政事務組合の監査等をやっております。今一生懸命やっておりますのは、いわゆる下北地域広域行政事務組合等の監査と市の監査の様式を統一してやっていこうという考えで進めております。ただ、今ご指摘の件につきましては、おっしゃるとおり当然でありますので、十分意を酌んで対応してまいりたいと、そのように思っております。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 最初の互助会の1人当たり2,000円を削ったという件ですが、どこにも相談しないでぱっきり削るというのも何かいがかかなというふうに思って、結局新聞に報道されたから、もうこれはただちに削るべきだということで削ったというふうな理解でよろしいのか。その経緯を、本当に簡単にぱっきり削ってしまったのかと思えば、ちょっと余りかなというふうに思いましたので、再度答弁をお願いします。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

むつ市の場合は、互助会組織がありまして、給料から何%と天引きをしております。その中である程度の運営ができてございますので、ある意味ではたかだか2,000円を削ったからということで影響ないと思います。これも

新聞報道等で、給与の人件費でないかということが言われていましたので、それを市のほうも真摯にとらえてそういうことにいたしました。ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで第2款総務費についての質疑を終わります。

ここで午後3時20分まで休憩いたします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時20分 再開

○委員長（新谷 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第3款民生費について、理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） それでは、第3款民生費のうち保健福祉部が所管しております項目についてご説明いたします。

まず、予算書38ページになります。第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費であります。これは、社会福祉関連の一般職員31名分の給与費、民生委員児童委員の活動費、社会福祉協議会に対する運営費補助金、ほのぼのコミュニティ21推進事業の委託料及び高額療養費貸付事業の原資となる貸付金並びにはまゆり学園及びしもきた療育園の運営費としての下北地域広域行政事務組合負担金のほか、今年度新たに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく中国残留邦人等支援費を計上しております。前年度予算と比較して2,219万6,000円の減額となっておりますが、この主な理由は、下北地域広域行政事務組合に対する負担金が同組合に対する県負担金の増額に伴い大幅に減額となったこと及び職員給与費が3名の減となったことによるものであります。

次に、第2目障害福祉費であります。これは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る各種更生援護に要する経費であります。主なものは、手話通訳員の報酬、日常生活用具給付事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の地域生活支援事業に係る各種委託料、平成21年度から平成23年度までの第2期障害者福祉計画の作成に要する経費、地域活動支援センター事業に係る運営費補助金、介護給付費、訓練等給付費等の障害者自立支援給付費及び重度心身障害者医療費助成事業に係る扶助費であります。前年度予算と比較して5,081万円の増額となっておりますが、この主な理由は、日常生活用具給付等の地域生活支援事業に係る委託料及び更生医療給付費、訓練

等給付費に係る扶助費が増となったことによるものであります。

次に、39ページ、第4目民生社会費であります。これは、青少年の健全育成等に要する経費でありまして、大畑町青少年健全育成協議会補助金、むつ地区防犯協会負担金など関係団体への補助金等が主なものであります。

次に、40ページ、第8目総合福祉センター管理費であります。これは、大畑地区にあります通称「ふれあい館」の管理運営に要する経費でありまして、光熱水費及び清掃業務、機械設備保守点検等の委託料が主なものであります。

次に、第9目障害程度区分認定審査会費であります。これは、当市と下北郡4町村で共同設置いたしました下北圏域障害程度区分認定審査会の運営に要する経費でありまして、委員の報酬、一般職員2名分の給与費、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次に、41ページ、第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費であります。これは、老人保護措置費の老人福祉全般に要する経費であります。主なものは、一般職員13名分の給与費、介護保険の適用とならない福祉サービス、いわゆる生きがい活動支援通所事業、敬老会開催事業及び外出支援サービス事業等の委託料のほか、長寿社会づくり交付金事業として他のコミュニティー活動のモデルとなる事業に対して助成する健やかコミュニティーモデル地区育成事業費補助金、養護老人ホームに入所している方々に対する老人保護措置費及び介護保険特別会計繰出金であります。前年度予算と比較して3,391万4,000円の減額となっておりますが、この主な理由は、職員給与費が5名減となったこと及び軽度生活援助ホームヘルプサービス事業費をこれまでの実績に応じて減額したことによるものであります。

次に、第2目老人憩の家管理費であります。これは、むつ地区にあります老人憩の家3施設の管理運営に要する経費でありまして、施設管理のための賃金が主なものであります。

次に、第3目老人福祉センター管理費であります。これは、大畑地区薬研にあります老人福祉センターの管理運営に要する経費でありまして、老人憩の家と同様に、管理のための賃金が主なものであります。

次に、42ページ、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費であります。これは、児童福祉全般に要する経費であります。主なものは、婦人相談員の報酬、一般職員20名分の給与費、むつ市放課後児童健全育成事業の指導員28名分の賃金及びひとり親家庭等医療費支給事業に係る扶助費であります。前年度予算と比較して1,135万6,000円の増額となっておりますが、これはひとり親家庭等医療費支給事業費及び助産施設・母子生活支援施設入所措置費に係る扶助費が増となったこと並びに次世代育成支援対策事業に係る後期地域行

動計画策定業務委託料を計上したことによるものであります。

次に、第2目児童手当措置費であります。これは、12歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に支給する児童手当と、これらの事務に要する経費であります。

次に、43ページ、第3目児童扶養手当措置費であります。これは、母子世帯等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として支給する児童扶養手当とこれらの事務に要する経費であります。

次に、第4目少年センター費であります。これは、少年センターの管理運営に要する経費でありまして、少年指導員60名分の報酬が主なものであります。

次に、第5目保育所総務費であります。これは、保育所の入所決定等の事務に要する経費でありまして、保育システムと機器の保守業務等の委託料が主なものであります。

次に、第6目保育所費であります。これは、公立保育所4カ所の管理運営に要する経費及び私立保育園11カ所の運営に要する経費であります。主なものは、公立保育所職員49名分の給与費、臨時職員20名の賃金、特別保育事業委託料及び私立保育園の運営費に係る扶助費であります。前年度予算と比較して9,805万3,000円の減額となっておりますが、これは国の保育単価の改正により扶助費において大幅な増となったものの、第一川内保育所の閉所に伴い関係経費が減となったほか、旧柳町保育所改修工事費が減となったことによるものであります。

次に、44ページ、第7目児童館費であります。これは、大畑地区にありません児童厚生施設の中島児童館、湯坂下児童館及び正津川児童館の管理運営に要する経費でありまして、臨時児童厚生員4名分ほかの賃金が主な経費であります。

次に、第4項生活保護費、第1目生活保護総務費であります。これは、生活保護の事務に要する経費であります。主なものは、レセプト点検専門員及び生活保護面接相談員の報酬、一般職員21名分の給与費並びに診療報酬等に関する事務費であります。

次に、45ページ、第2目扶助費であります。これは、生活費や医療費等に困窮する被保護者に対し、その困窮する程度に応じて必要な保護を行う経費であります。前年度予算と比較して1億44万円の増額となっておりますが、これは保護人員の増に伴い、生活扶助費及び医療扶助費が大幅な増となったことによるものであります。

以上が保健福祉部の所管項目であります。

○委員長（新谷 功） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） それでは、予算書の39ページに戻っていただきます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目国民年金費についてご説明を申し上げます。

これは、国民年金事務のうち、資格の取得や喪失、加入する年金種別の変更等に関する各種届出書の受け付け等の法定受託事務と広報や各種相談の受け付け等の協力連携に要する事務経費であります。

続きまして、同じページ中ほどの第5目交通安全対策費でございます。これは、交通整理員9名の報酬のほか、交通災害共済事務、交通安全施設の維持管理及び交通安全母の会や交通安全指導隊への補助金等交通安全対策事務に要する経費であります。

次に、第6目交通広場管理費でございます。これは、むつ運動公園内にあります交通広場の維持管理に要する経費でありまして、臨時職員2名の賃金が主なものであります。

続きまして、40ページの第7目公害対策費でございます。これは、公害対策審議会の運営及び河川等の水質検査等に要する経費であります。主なものは、公害対策審議会委員11名分の報酬及び陸奥湾の海水や市内23河川の水質検査に要する経費等が主なものであります。

以上であります。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 45ページ、扶助費の件ですけれども、去年と比べて1億円ふえたということですが、ちょっと聞き漏らしましたので、もう一度説明をお願いします。

○委員長（新谷 功） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） かなり被保護人員がふえてございます。むつ市の推移を見ますと、徐々に徐々にといいますが、段階的にふえる傾向にあります。県内でも市部では今のところトップの保護率かなというふうに感じております。保護率は23%を超えているというような状況であります。その中で非常に多いのが生活扶助、本当に生活に困窮した方がふえているというふうなことと、それから医療扶助、病院にかかる方が非常に多いと。年齢構成も高齢の方が多いということが現状にあらわれております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それで、生活困窮者に対する生活の扶助は、必要などころには必要なものを当然しなければいけないです。ただし、北海道のタクシー、病院に行くためのタクシー代2億円とか、そういう極端な例もありましたけれども、あとそのほかむつ市の生活扶助をもらっている人たちの生活態度とといいますか、いろいろうわさとして、よくパチンコ屋に出入りしているとか、夜飲み屋に出入りしているとか。これはあくまでうわさですから、私は確認しているわけではないのですけれども、どちらかという国民年金でぎりぎりの生活をしている人のほうが生活保護受給世帯よりも苦しい生活を強いられているというような、そういう認識が市民の中では強いわけです。ですから、重ねて言いますけれども、必要などころには必要な手当てをするというのは当たり前ですけれども、そこら辺の審査の段階とといいますか、十分にこれからも適正な審査等で、適正な税金の使い方に努めてもらいたいというのを要望しておきます。

以上です。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 同じ扶助費でお聞きいたします。

生活扶助費、医療扶助費がふえているということです。数字を見てもそうなっておるということです。そこでお聞きいたしますけれども、この7項目の扶助費の中で、前年度と比較してそれぞれがどれだけ件数がふえているのか、これを教えていただきたいと思います。

○委員長（新谷 功） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） まず、扶助費の内訳なのですけれども、生活扶助費で20年度は当初予算で計上した部分が7億7,873万3,000円、平成19年度は7億7,011万7,000円でしたので、この部分では861万6,000円が増になっております。

それから、医療扶助費、これが平成20年度の当初予算では8億1,937万3,000円を見込んでおりますけれども、平成19年度では7億4,840万8,000円ということで7,096万5,000円が増になっていると。

それから、もう一つ、住宅扶助というのがまだあります。この部分が平成20年度が1億5,960万8,000円、平成19年度が1億4,624万9,000円ということで1,335万9,000円の増という、これが主なものでございます。

○委員長（新谷 功） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） ただいま金額でお示ししていただいたわけですが、件数でそれぞれどれほどことはふえる予想をされているのか。つかんでいる、積算とといいますか、それをお知らせ願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（杉浦 平） お答え申し上げます。

平成20年度では、世帯数で1,101という見込みを持っております。それで、平成19年度当初においては1,050ということで予想しておりましたけれども、その部分についても現在が1,077の世帯数になっておりますので、平成20年度は1,100ということで考えております。

以上です。

（「それぞれに」の声あり）

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（杉浦 平） それぞれの件に関しては、うちのほうで数字的には出しておりませんので、もしなんでしたら、委員長の許可を得まして、後でその辺の数値は拾い上げてお答えしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

（「委員長、よろしく願います」の声あり）

○委員長（新谷 功） はい。ほかに質疑ありませんか。川端一義委員。

○委員（川端一義） 44ページであります。児童館の運営について、実態を把握しておられるかどうかお尋ねしたいのですが。いわゆる職員の頑張りによりまして、定数は大分減らされております。職員の皆さん、大変なご苦勞をして、今それぞれ業務に当たっているわけでありますから、これはこれで非常にありがたく思っております。そうした点をカバーしようという立場から、清掃職員と申しましょうか、臨時職員と申しましょうか、正式な名称は今踏まえてございませんが、言うなれば1日2時間の勤務ということで頼んでおります。それも朝7時半から8時半、ある児童館であります。晩は5時から6時。こうしたことで、いかに地元のためとはいえども、継続してとか、もしくは新しくそういう要請にこたえることができない状況になっているのです。そういう実態をまず把握しておられるかどうか。

いわゆる朝1時間で六百何十円でしょうか、1時間幾らか、今はっきり頭にありませんが、晩も1時間で、だけれども、その1時間出るために、言うなれば12時間拘束されるのと、ある意味では同じことなのです。余りにもひどい勤務のやり方。3館のうちほかのほうは、主に清掃でございますから、朝2時間なら2時間、3時間なら3時間でやっているようであります。ある児童館は、朝1時間、晩1時間なわけであります。勤めることはできない、家庭の問題にまでもなる。これで1カ月10万円もくれてというのだったら話は別。1カ月約3万円弱云々である。これで1カ月踏ん張られるわけですから、子供たちにとっても、保育士の方にとっても、その働く人はともかくとしても、いろいろ問題が出てくる状況にあります。決して基本的にだめだと

言っているのではないのです。その朝 1 時間、晩 1 時間、これは余りにもひどくないか。2 時間なら 2 時間、朝なら朝、晩なら晩に持っていく、こういったことも必要かと思いますが、同時にもう一つの要因として、やはり責任者の思いもあるようであります。責任者の期待もあるようであります。だけれども、この報酬額にしては余りにも期待が大き過ぎる。だけれども、また人情その他地域のことですから、一生懸命働く人は働いてくれている状況である。だけれども、これ以上我慢に我慢を強いることはできないという限界まで来ているようですから、今質問しているわけですが、もし実態をわかっておられましたら感想を聞かせてください。

○委員長（新谷 功） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 臨時の用務員の方のお話だと承りました。実際今 3 館で、おっしゃっているとおり、朝の忙しい時間帯、それから帰りの忙しい時間帯、この時間帯を、児童厚生員の補助的な仕事も、若干ですけれども、しておられるようです。といいますのは、指導員が動いている間、子供たちを見ていただくというような、見ていただくというのは、児童厚生員の仕事をするというわけではないのですけれども、児童厚生員と連絡をとり合ってやるという仕事にも目を向けているようでございます。実際その中でお願いして、非常にうまくいっているという話は聞いておりました。確かに朝 1 時間、晩 1 時間という時間の枠の中では賃金の報酬という面では若干問題があるかなとは思いますが、これまで全然そういう苦情もなく、ボランティア的な要素でやっていただいていたというふうなことをお伺いしていましたので、そのように対応させていただいております。もしこれが賃金とか、そういうもので、拘束時間等があって問題だというふうなことであれば、朝の方と晩の方を入れかえ、入れかえといいますか、別な方を願います等、それなりに対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（新谷 功） 川端一義委員。

○委員（川端一義） いわゆる正職員であれ、臨時職員であれ、用務員の臨時職員であれ、公的機関が雇うということは、相手の働く立場も考えなければいけませんよ。言うなれば、総務部長は一般職を含めた市役所の職員に対して基本的責任を負う、分野、分野でそういった雇用する人は雇用する立場からきちんとした対応をしなければならない。いわゆる今保健福祉部長の答弁で、児童厚生員なり保育士の役割を求めているのではないけれども、ある意味では補助的なことをやっているという答弁がございました。まさに実態はこれなのです。そしてなおかつ朝 1 時間、晩 1 時間を、いい人であればいいでしょう。だけれども、実際考えられますか。これまでやってきた皆さんが、



言うなれば義理で、人情で頑張っただけを受けてやってきたのです。やっているのです。考えてもわかるかと思えます。

それはさておきますが、さっき答弁あったように、そういう子供を預かっている立場から実行しなければならない手段の補佐役としても期待されているのです。そもそもこれは間違いだ。本当は、これまで指摘したくなかったのですが、そういう答弁が帰ってきたから、あえて申し上げているのですが、こういう実態からするとしたら、大変な話です。用務員として雇っているながら児童館の本来の管理、そこにいる子供たちの管理指導をやらせるわけですから、実際に。そんなことになったら大変なのです。だから、保健福祉部長に、要望申し上げますが、もう少し実態を調査していただいて、言うなれば働いている人からも、次のためにも、その人の云々ではないです、次に使われるであろう人のためにも実態をよく聞いて、変なことで雇用に関する問題等が起こらないように、本来の公務員としての管理で問題が起こらないように、いろいろ考えてほしいと思えます。そういったことを実態調査することを期待して質問を終わります。

○委員長（新谷 功） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 申しわけありません。私の言葉足らずの点があったと思えます。

ちょっと誤解をされると困りますので、訂正させていただきますけれども、児童厚生員として仕事をしているわけではないということははっきり申し上げておきたいと思えます。朝の部分のいわゆるかぎを開けるとか、そういうものやっております。早い子供たちが来れば、先生方と一緒に見守っているというふうなことで、決して児童厚生員と同じ役割を持って仕事をしているということではないということだけ申し上げておきたいと思えます。

○委員長（新谷 功） 川端一義委員。

○委員（川端一義） 質問せざるを得ませんが、だれも児童厚生員として仕事をさせていると言っているのではないのです。実態は、そのカバーをさせている。言うなれば元来5時なら5時で終わる、だけれども、お迎えがなかなか5時に来ない。正職員は5時に帰らなければならない。あと目が届かないから、もう少しいてもらうとかという意味もあるのです、実際。だから、実態をまずわかってほしいというのが私の願いなのです。

ある人がやめるというのです。だけれども、次がなかなかないというのです。そういう実態だからです。朝7時半から8時半で、晩5時から6時で、何も賃金が安いとか高いとかの問題ではないのです。元来清掃業務なら清掃業務の用務員なわけですから、朝なら朝、晩なら晩に、ただ、その他どうし

ても子供の管理から児童館の建物の管理も期待しているものだから、実態がそうになっている。それは間違いではありませんか。そういう管理の仕方でもいいですか。私は、よくないことがいろいろあるうかと思うのです。

そういう意味では、後々労働基準法なり地方自治体としてのその管理運営のあり方の問題も出てきはしまいかと心配するのです。だから、その辺の実態をよく調査しながら、適正な用務員の雇用の仕方、それでどうしても足りなかったら、やはり児童厚生員をふやすべきですよ。そうでなかったら、預かるのを減らさなければならぬでしょう。少しでも多く、少しでも時間を長く預かってほしいという地域住民の要望もあるわけです。では、切りますか、児童厚生員がいないから。だったらふやさなければならぬでしょう。だから、こういったことも含めて問題が出てこようと思うから、もう少し実態をよく聞いて、次を、何も保健福祉部長が言っているみたいに、やらせていますということを私はしかっているのではないのです。問題があると言っているのではないのです。やらせていると保健福祉部長が答弁したと思っていないのです。ただ、どうしても実態が厳しい中で頑張ってもらっている、頑張ってもらう中でもいろいろ問題があるから、もう少し気をつけてもらえないかと言っているのです。どうぞ。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 雇用形態については、検討を加えます。よろしくお願ひします。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 2点ほどお願ひします。

まず、総合福祉センター、大畑の「ふれあい館」の関係ですけれども、「ふれあい館」、わきのほうに入り口がございます。そこが自動ドアになっておりますけれども、最近ずっと手動ドアで来客する方、わきから入る方は大変不便を来しております。これは故障なのか、あるいは何かわけがあって手動にしているのか、そこあたりをお聞きしたいと思います。

それと、43ページの保育所費でございます。市立保育所の改修費に1,039万6,000円ほど計上しておりますが、これはどこの保育所の改修か、いつごろ建築した建物かお知らせを願ひたい。また、これを改修して耐用年数が延びるものか、そこらあたりのご回答をお願ひいたします。

○委員長（新谷 功） 大畑庁舎健康福祉課長。

○大畑庁舎健康福祉課長（工藤 保） お答えします。

まず、故障ではありません。例年冬場になりますと、館内全体の暖房の関係で、入り口付近は手動に切りかえているということでございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 児童家庭課長。

○保健福祉部児童家庭課長（澤畑正敏） 工事費ですけれども、新町保育所の土台の改修工事、床改修、廊下の改修工事、横迎町保育所の電気の改修工事、トイレの改修工事等含めまして1,039万6,000円となっています。それで、ちょっと手元にありませんけれども、かなり古いです。ちょっとその辺、保育所の経営移譲等の資料にありますので、委員長の了解を得まして、後で年度等お知らせしたいと思います。

改修工事した後の耐用年数、先ほどお話ししました保育所改修に関しては、トイレ等もまた整備するという事になっておりまして、耐用年数等はちょっと考えておりません。それで、ちょっと余談なのですが、保育所の保育士たちの雇用、採用された昭和四十七、八年度が一番保育所が盛んになったころなので、そのときに採用された職員が現在残っている職員の3分の2ほどなので、その辺はあと2年、3年で後期の新むつ市保育再編計画がございます。その際にこの改修工事が、どのくらい耐用年数があるのか、また民間に移譲される場合も、今この改修工事等も含めまして民間移譲させて、どのくらいまた耐用年数があるのかということも、私はちょっと専門家ではないので、現在わかりませんが、後々民間移譲等でまた使われていく部分があるのかなと思っています。申しわけないです。

○委員長（新谷 功） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 「ふれあい館」のほうは了承しました。

保育所のほうですけれども、今課長からお聞きしたわけですが、そうならば、そこで改築という考えも、これは問題として出てくるわけです。このことについては、どうでしょう、課長、どのように理解していますか。課長の範囲でちょっとお答え願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） 児童家庭課長。

○保健福祉部児童家庭課長（澤畑正敏） 先ほどの用地の問題等もありまして、後期の新むつ市保育再編計画の中では、その時代、時代のまたニーズにこたえていくということで、改修工事に関しましては、あと二、三年たてば保育士の数も減りますし、また今用地の取得等の問題もございまして、その辺も含めまして、改修工事をして、そのまま耐用年数をもっともつものなのか、民間に移譲させたとしても、今やろうとしているこの工事、1,000万円かかる工事に関しては、新しい改修、全面的な改修工事をまたするという事でもって手渡しするか、それとも土地の取得した部分に関しては、新しく建てるというふうなことも当然用地取得した中ではあります。その辺は今後児童

の数とか、あと保育士を採用できる力があるのかどうか、その辺もまた財政の問題等もありますので、後期計画の中では、今前期でちょうど第一川内保育所の閉所ということで、前期のほうが終わりました、今度後期のほうになりますので、その辺を考慮しながらやっていきたい、計画立てていきたいと思っております。今のところはちょっと白紙の状態というのですか、今後考えなければならぬ部分というふうに認識しておりますので、ご了承をお願いいたします。

○委員長（新谷 功） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 課長の言葉で、はっきりは理解していないのですけれども、理解することにいたします。

将来ある子供たちのためですので、ひとつ立派に改修して頑張ってください。終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず1点目ですが、38ページの社会福祉総務費の中に目新しい項目で中国残留邦人等支援費、金額は40万4,000円と少ないのですが、なぜこういうのを計上したのかを教えてくださいたいと思います。

それと、43ページの保育所費であります、民間といいますか、法人立保育園の運営費に8億円余出費しているのですが、やはりこのくらい出費しているわけですから、市のほうとしてはそれなりの指導はできると思います。何か聞くところによると、労働基準法を守らないようなところもあって、今職員が青森のほうに行って裁判を起こそうという法人の職員がいるみたいで、そこら辺労働基準法をしっかりと守るよというふうな指導が市のほうではできるものかどうか、この2点よろしくお願いいいたします。

○委員長（新谷 功） 児童家庭課長。

○保健福祉部児童家庭課長（澤畑正敏） 平成20年度の予算で初めて出てきました中国残留邦人等の支援のことについてお答えします。

予算の扶助費に38万3,000円ほどのせております。予算書の中では四十数万載っておりますけれども、ほとんど扶助費の中で支出しております。医療扶助、医療にかかった場合に本人3割負担ということがありますので、自己負担3割分を出しますよということです。

それから、あと介護を受けた場合の1割、2割負担等がありますので、その自己負担分をこの扶助費の中で出しますよということで予算の中で盛っています。

4月1日からその制度が始まりますけれども、厚生労働省が保管する資料

の中では、むつ市の対象者は1名になっております。当初11月、去年いろいろ国会等でもこれが議論された中でもって私どもも予算を計上した経緯がございます。その中で、まだ決まっていないうちでこういうふうな予算を持ちましたけれども、この1名の方は、現在息子さんが働いているということで、言葉のほうの援助とか、あと保険にも入っておりますし、息子さんの社会保険の扶養にもなっておりますし、当初何もできない、生活保護基準でもって保障しなさいよと、支援しなさいよという、制度的にそういうふうな内容だったわけです。

先般そういう、むつ市のデータをいただいたら1名の方が該当になって、その方も今までずっと一緒に息子さん夫婦と暮らしてきた中で、保険等も全部息子さんの扶養になっているということで、このくらい予算的には出ていかないだろうというふうなことになっております。

それから、もう一点、先ほどの扶助費の関係で、私立保育所の関係なのですが、そういう問題等はうちのほうでは聞いておりません。うちのほうで私立の保育所には、この扶助費はすべて預かる、子供さん1人あたり単価が決めてられております。それは人件費、光熱費、その他すべてのものがうちのほうから支払いするわけなのです。その中で職員をどう雇うかどうかというのは、やはり保育所の最低基準等もありますし、子供さん、ゼロ歳児3人に1人の保育士をつけなさいとか、そういう基準はございます。ただ、内情というのですか、その働いている民間の保育所の中でそういうトラブルがあるということに関しては、先ほど青森のほうでと言ったのですけれども、そういう雇用の問題であれば、やはり第三者の委員とか、また労働基準法のほうに訴える部分が出てこようと思うのです。私どものほうはやはり最低基準さえ守っていれば、その見合う部分の運営費たるものは払っているということで、職員がどうのこうのという固有のものに関しては、私どもが入れる余地はないかと思うので、その辺はご理解してもらいたいと思います。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 38ページの障害福祉費、中でも障害者自立支援給付、地域生活支援、それから重度心身障害者、これらに対応されている方で、45ページの扶助費、生活保護のほうにダブって対応されるということはあるのかなのか、このことをまず1点。

それから、先ほど浅利委員が、このように考えているけれどもと、おっしゃったことで、そのことについては保健福祉部長はどのように考えているのか、認識をお聞きします。

○委員長（新谷 功） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（杉浦 平） お答え申し上げます。

これは、ダブリはありません。全部重度のほうで支払いをしていますので、保護では一銭も出しておりません。

○委員長（新谷 功） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 私の認識というふうなことですけれども、確かにあいうことがありまして、生活保護行政に対する市民の目というのが非常に厳しいものがあります。ただ、私どもの場合、非常に若い職員が対応しております。若い職員が対応しておりますけれども、非常に皆さん勉強していきまして、その辺非常にいい対応をしているというふうなことで、せんだって厚生労働省の監査が入った際にも、特に大きな問題というのはないという評価を受けておりますし、対応で褒められた部分もございます。したがって、現時点でうちのほうの生活保護の体制というものは非常にいいものではないかというふうに考えております。

○委員長（新谷 功） 菊池広志委員。

○委員（菊池広志） ありがとうございます。

私の身近にこの重度の障害を持った方がおられたわけでございますけれども、1人で暮らしていて、車いすであったために働けない状態である。だけれども、近所に知人がおるということで、本人はその方から支援をしていただいていたのですが、ただ生活をするうえでは非常に厳しいと。その後でいろんな形でもって紹介をしていただいて施設に入ることができました。その施設の中では、生活はまあまあそれなりにはできたのですけれども、やはりそれに加えて生活保護も必要な部分もあったのかなと。それまでずっとそのようなことができなくて、また市役所のほうにも相談に行けなかったというふうな、方法を知らないで行けなかったというふうな状態があったということで、私はこのことについては生活保護と障害者の部分であるのかなと思ひまして、今聞いたところでございます。

ただ、そのような相談もまた一件も来ていないというようなことであれば、実態としてはないけれども、そういう相談はあるのかなのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。障害者から生活保護の申請が全くなかったのかということをお聞きしたい。

○委員長（新谷 功） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（杉浦 平） お答えします。

今年度数件ございます。ですので、うちのほうとしましても、ケースワーカー、各地区、各町内を歩いています。十分にそういうところにも目配り、気配りをしながらやりなさいという指導もしていますし、民生委員の方にも、

そういう方にはどんどん相談に来てくださいということをお願いはしてあります。平成19年度は数件、身体障害者の方で相談に見えておる方もおります。以上です。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで第3款民生費についての質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、次回は3月11日午前10時、この場において審査を続行したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午後 4時15分 散会）